

議案第51号

工事請負契約について

工事請負契約を次のとおり締結する。

平成25年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 新居浜市消防救急無線デジタル化整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 6億2,475万円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市福岡町三丁目4番8号
株式会社きんでん四国支社
常務執行役員支社長 疋田 光雄 |
| 5 工事期間 | 契約の日から平成27年9月30日まで |

提案理由

新居浜市消防救急無線デジタル化整備工事の請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

新居浜市消防救急無線デジタル化整備工事の仕様

1 総 則

工 事 名 新居浜市消防救急無線デジタル化整備工事

工 期 契約締結の日から平成27年9月30日まで

工事場所 新居浜市消防本部庁舎その他設備整備箇所

2 工事概要

電気通信工事（次の各設備の整備工事）一式

消防本部設備 1 か所（市消防本部庁舎）

消防本部基地局無線設備、別子山基地局無線設備、黒島海浜公園基地局無線設備等を介し、市内全域の各基地局及び移動局と電波の送受信を行う設備

中継局設備 3 か所（別子山、黒島海浜公園、弟地）

基地局及び移動局が直接交信できないエリアにおいて電波を中継する設備

署所設備 3 か所（南消防署、北消防署川東分署、別子山支所）

各エリア出先機関において各基地局及び移動局と電波を送受信する設備（卓上型固定移動局無線装置、空中線共用機等）

移動局設備 340 台

（車載型無線装置（30台）、携帯型無線装置（38台）、可搬型移動無線機（5台）、車載型無線受令機（75台）、署活動用携帯型無線機（25台）、デジタル簡易車載型無線機（50台）、デジタル簡易携帯型無線機（105台）、携帯衛星電話機（10台）、デジタル簡易卓上型無線機（2台））

市内全域の各任意の地点において各基地局及び移動局と電波の送受信を行う設備